



とよしん

海外貿易投資ニュース



第110号
発行日: 2020.7.15

ASEAN製造業、各国の回復具合の違いが鮮明に(ASEAN)

IHS MARKITは7月1日、ウェブサイト上でASEAN主要7カ国(注1)における6月の製造業購買担当者景気指数(PMI)(注2)を発表した。ASEAN平均のPMIは43.7と、前月の35.5を上回った。景気拡大の判断目安となる50には届かなかったが、2カ月連続でのポイント上昇となる。同社エコノミストのルイス・クーパー氏は「4カ月連続で50を下回る状況は続いているものの、一部では生産ラインが再稼働し始めた影響により、生産高や新規受注の減少に歯止めがかかっている」と分析する。

調査対象の7カ国全てでPMIが上昇し、ベトナムでは2020年1月、マレーシアでは2019年12月以来の50を超える結果となった。特に、ベトナムのPMIは51.1に改善した。新規受注が5カ月ぶりに増加し、また消費者と中間財セクターにおける新規ビジネスが拡張傾向にある。直近2カ月以上、市中での新型コロナウイルスの感染者、死者が確認されておらず、感染拡大をコントロールし、経済活動もほぼ通常どおり行われている。マレーシアにおいては、生産高に関する指標の上昇率が過去8年間の調査の中で最高値を記録した。国内の感染状況は収束に向かっており、政府が定めた標準手順書(SOP)を順守する条件で経済活動も再開している。一方、輸出量は4月より増加したものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国際的な需要減少が、マレーシアにとって懸念材料だ。

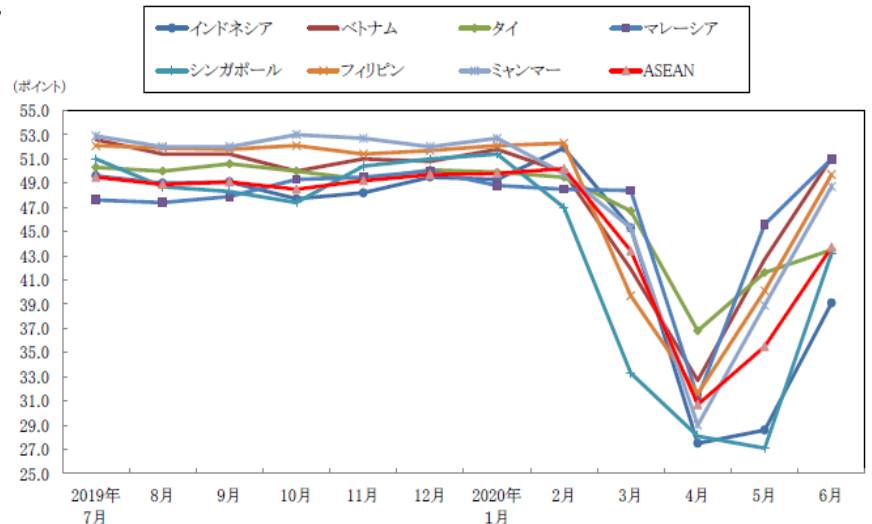
調査対象国内で最も数値が低かったのはインドネシア(39.1)だ。インドネシア商工会議所(KADIN)のジョニー・ダルマワン副会頭は、現地紙のインタビューに応じ「インドネシアでは現在、大規模社会制限(PSBB)の一環で、事業者や工場は従業員数を通常時の50%を上限とした操業となっている。労働集約型産業が多いインドネシアではロボットなどによる自動化が進んでいないため、PSBB下ではPMIを50まで回復することは難しい」とする(「ビジネス」紙7月1日)。

(注1)インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ミャンマーの7カ国

(注2)製造業の購買責任者を対象に、生産高や新規受注、在庫レベル、雇用状況、価格などの指数に一定のウェイトを掛けて算出する指数。0から100の間で変動し、50.0は「前月から横ばい」、50.0を超えると「前月比で改善や増加」を意味して景気拡大を示し、50.0未満は「前月比で悪化や減少」として景気減速を表す。

(出所:ジェトロ ビジネス短信 2020年7月7日「ASEAN製造業PMI、調査開始以来の最低値を記録(ASEAN)」)

図 ASEAN各国のPMI推移



(出所)IHS MARKIT社発表数値を基にジェトロ作成

タイ政府、入国措置緩和に伴う、必要書類・検疫措置を発表(タイ)

タイ政府は6月30日、「タイ全土における非常事態令の延長に関する布告(第3回)」を官報に掲載し、2005年非常事態令に基づく措置の適用を1カ月延長し、7月31日までとすることを発表した。当初4月末までとされた措置の3度目の延長となる。

それに伴い、「COVID-19状況管理センター(CCSA)」は同日、非常事態令第9条に基づく決定(第12号)を発表。これまで決定第1号第3項に基づき実施してきたタイへの入国禁止措置を無効とし、あらゆる手段での入国を可能とした(注1)。またそれに合わせ、従来認められていなかった、有効な労働許可証保有者の家族(配偶者、子息)など、入国禁止措置の例外としてきた対象を拡大した。対象は6月29日のタイ民間航空公社(CAAT)通達と同様(下記参照)。

【入国禁止措置の例外】

(従来と同様のもの)

- (1)非常事態下で入国禁止措置の対象外とされた外国人、首相から入国を許可、招聘(しょうへい)された外国人、(2)必要物品の運送事業者、(3)大使館、総領事館、国際機関職員とその家族

(対象が拡大されたもの)

有効な労働許可証を有するか、タイ国内で就労を許可された外国人(配偶者、子どもを含む)

(新規に追加されたもの)

- (1)タイ人の配偶者、親、子どもがいる外国人、(2)有効な居住証明書を有するか、居住を許可された外国人、(3)特定の目的のため、帰国日時が決まっている状態で入国するクルーメンバー、(4)タイ当局に認められた教育機関の外国人学生、児童(親、保護者を含む)、(5)新型コロナウイルス感染以外の治療措置をタイで受ける必要がある外国人とその付添人、(6)外国との特別な取り決めによりタイに入国することを認められた外国人

(裏面に続く)

さらにCCSAは同日、非常事態令第9条に基づく防疫措置にかかるガイドラインをCCSA令(第7号)として官報に掲載し、別表として「新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのタイ入国渡航者に対する防疫措置」を発表した(注2)。なお商用目的での渡航に関連する措置の概要は右表「商用目的でのタイへの渡航に関連する措置」のとおりとなっている。従来の手続きに加え、渡航72時間以内のPCR検査・新型コロナウイルス非感染証明書の取得などが追加で求められることとなった。

(注1、注2)和訳についてはいずれも在タイ日本大使館ウェブサイト参照のこと。

表 商用目的でのタイへの渡航に関連する措置

対象者	1. 入国必要書類	2. 入国後の措置
・有効な労働許可証保有者およびタイ国内の労働が許可されている者、およびその配偶者・子息(表中分類(8)) ・外国との特別な合意に基づきタイへの入国が許可された者(長期の場合)(表中分類(11.1))(注)	タイ外務省、もしくは各国タイ大使館・総領事館が発給する「入国証明書(Certificate of Entry, COE)」 渡航に適した健康状態であることを示す証明書(Fit-to-Fly) 渡航72時間以内のPCR検査、および新型コロナウイルス非感染証明書 10万米ドル以上の旅行保険 隔離先施設が政府の定める基準・ガイドラインに沿っていることを示す証明書	最低14日間、政府が設定した施設での隔離。その間、2度のPCR検査を実施する。
・外国との特別な合意に基づきタイへの入国が許可された者(短期の場合)(表中分類11.2)(注)	タイ外務省、もしくは各国タイ大使館・総領事館が発給する「入国証明書(Certificate of Entry, COE)」 渡航に適した健康状態であることを示す証明書(Fit-to-Fly) 渡航72時間以内のPCR検査、および新型コロナウイルス非感染証明書 10万米ドル以上の旅行保険 渡航者の宿泊先の証明書、居場所を特定できる明確な渡航計画書	入国審査場においてPCR検査を行い、渡航計画に従い宿泊先へと移動、検査結果が出るまで宿泊先から出ることを禁止。渡航計画に沿って用意された車両のみで移動が可能(公共交通機関の利用、公共の場への立ち入りは控える)。

(注)日本とタイとの間の合意は7月3日現在なされていない。

(出所:ジェトロ ビジネス短信 2020年7月3日「タイ政府、入国措置緩和に伴う、必要書類・検査措置を発表(タイ)」)

(出所)CCSA「新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのタイ入国渡航者に対する防疫措置」を基にジェトロ作成

米国の非移民ビザに関する入国制限、日系企業の駐在員1,400人超に影響、ジェトロ緊急アンケート調査(米国)

トランプ米国大統領は6月24日に非移民ビザに関する大統領布告を発効し、同ビザの一部に入国制限を課している。同措置により、在米日系企業の事業・人事計画に支障が出ており、中には米国事業の存続を危ぶむ声もある。同布告による影響について、ジェトロが6月26日～7月1日に実施した緊急アンケート調査の結果を報告する。

ジェトロのアンケート調査によると、回答した在米日系企業958社の3分の1以上が「事業活動に影響あり」としており、「深刻な影響あり」と答えた企業は1割を超えた。駐在員の赴任に支障が出る企業数は308社で、影響を受ける駐在員は計1,406人に上った。特に、Lビザ(企業内転勤者)に対する制限の影響が大きく、回答全体の9割近くを占めた。Jビザ(交流訪問者のうちインターンや研修生など)やH-1B(特殊技能職)、H-2B(熟練・非熟練労働者)での派遣を検討していた企業への影響もみられた。

同布告の影響としては、人事異動や駐在員の派遣計画の遅れが懸念される。マネジメント職や技術職などの駐在員を派遣できないことにより、取引先との関係で品質管理やサービス提供が困難になるとの声が出ている。生産・開発活動についても、エンジニアなどの不在により、生産ラインの立ち上げや現地従業員への技術伝承にも支障が出ることが予想される。

これらの問題から、一部企業からは事業継続上のリスクが指摘されている。今後、駐在員のビザ取得・延長ができなくなることにより、事務所から駐在員が不在になる可能性や事業規模を縮小せざるを得ないとの声が上がっている。また、新規プロジェクトの設計・工事に必要な駐在員の派遣が制限されることから、追加コストなどで競争力の低下が見込まれる。中には、事務所閉鎖に向けて現地従業員の解雇に着手する動きもみられる。

大統領布告については、具体的な細則が示されておらず、ルールや運用の明確化を求める声も多い。在米日系企業からは、Lビザの更新手続きに関する審査厳格化への懸念や、布告の例外範囲(コロナ対応のための医療関係者や経済復興に必要な人材など)が不明との指摘が出ている。また今回、布告の対象から外れたEビザ(貿易・投資駐在員)の発給制限を心配する声や、現在停止中の在日米国大使館・領事館でのビザ面接の再開を求める声も多く聞かれる。

(出所:ジェトロ ビジネス短信 2020年7月6日「米国の非移民ビザに関する入国制限、日系企業の駐在員1,400人超に影響、ジェトロ緊急アンケート調査(米国)」より抜粋)

外貨両替は、とよしんへ！当金庫では17通貨を取扱っています。

次のイベントで参加者を募集中です。ご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

イベント名	開催日	主催者
ウェビナー「自動車業界を取り巻くEPA活用の課題と貿易実務円滑化に向けた取り組み」	2020年7月17日	日本自動車工業会
「Manufacturing Indonesia 2020」ジャパンパビリオン	2020年12月2～5日	JETRO
2020年度「JAPAN MALL事業」(海外EC販売)	通年	JETRO
2020年度「新輸出大国コンソーシアム」パートナーによるハズオン支援	2020年4月～2021年2月	JETRO
2020年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援	2020年4月～2021年3月	JETRO



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213